

## よくある質問（令和7年12月版）

### Q.1 私費留学生は、申請できますか。

A.1 申請可能です。ただし、公募時にJSTより『政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を適切に踏まえて行われることが必要です。支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提であり、当該学生の修了後の進路等も評価の対象となります。』と通達があったように、学位取得後も日本でキャリア形成することが前提となっていますのでご注意ください。また、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生は対象外です。

### Q.2 年齢要件はありますか。

A.2 ありません。ただし、公募時にJSTより『優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨に鑑みて学生を選抜してください。』と通達があったことから、学位取得後の将来構想等については確認します。

### Q.3 日本学術振興会の特別研究員に申請予定ですが、申請できますか。

A.3 申請可能です（特別研究員への応募を推奨しています）。特別研究員に採択された場合、本プログラムの支援と重複して受給することはできません。ただし、支援期間途中で特別研究員に移行する場合であっても、キャリア開発・育成に向けたプログラムコンテンツの一部に参加することは可能です。

### Q.4 申請書を英語で作成してもいいですか。

A.4 可能です。その場合は書面審査とあわせて面接審査を日本語で受けていただき、本プログラムで提供するコンテンツを受講する上で支障がない程度の日本語能力（日本語能力試験N3程度を想定）を有しているか確認します。了承の上、申請してください。

### Q.5 世帯収入の要件はありますか。

A.5 ありません。ただし、別に授業料免除や奨学金を受けている場合、本プログラムとの併給が認められないことがあるのでご注意ください。

**Q.6 指導教員の科研費の RA 活動のため、パート職員として雇用されていますが、申請可能ですか。また、支援対象となった場合、パートを辞める必要がありますか。**

**A.6** JST の公募要領（※）に「自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等において TA・RA 活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。（P.19）」とあるとおり、申請可能です。また、パートを辞める必要もありません。ただし、雇用契約の内容によって『安定的な収入』と見なされる場合は対象外となる可能性があるため、状況を確認します。

（※） <https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/fy2025/application-guideline-2025SPRING.pdf>

**Q.7 選抜学生がアルバイトを行うことは可能ですか。また、申請資格で「所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(240 万円／年)で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生」に該当しないことが挙げられていますが、アルバイト収入は「安定的な収入」に含まれますか。**

**A.7** 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ、アルバイトを行うことについて問題ありません。また、アルバイトによる収入は、「安定的な収入」ではないため、生活費相当額として十分な水準（240 万円/年）を得ていても、考慮する必要はありません。なお、収入要件とは別に、博士（後期）課程学生としての研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトが安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められません。

**Q.8 フリーランス（個人事業主）として仕事をしています。アルバイト収入は「安定的な収入」に含まれない、とのことですがフリーランス（個人事業主）としての収入はどういう扱いになりますか。**

**A.8** フリーランス（個人事業主）としての収入は、「安定的な収入」として整理されます。

**Q.9 日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能ですか。**

**A.9** 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。

なお、上記整理とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可

としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取っていただくようお願いします。

また令和 5 年度以降に JASSO の第一種奨学生として採用された学生については「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細については JASSO のウェブページをご確認ください。

**Q.10 申請書作成の際に図やグラフを使用してもいいですか。**

**A.10** 構いません。ただし、白黒印刷したとしても判別できるような図やグラフとしてください。また、ページ数の指定は順守してください。

**Q.11 JST の Q&A（※）に「社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。」とありますが、本プログラムの支援対象学生となった場合、社会保険と年金は必ず支払いすることになりますか。**

**A.11** 社会保険について、これまで扶養義務者（親等）の被扶養者として、扶養義務者（親等）の勤務先の健康保険に入られていたのであれば、本プログラムの支援対象学生となることで扶養から外れ、国民健康保険に加入する必要が生じる可能性があります。健康保険等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

年金については、収入の状況によって学生納付特例制度が利用できなくなる可能性があります。以下のウェブサイトを参考に自身の状況をご確認ください。不明な点があれば、お近くの年金事務所に問い合わせてください。

（※） <https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/fy2025/faq-2025SPRING.pdf>

国民年金保険料の学生納付特例制度（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

全国の相談・手続き窓口（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

**Q.12 本事業による収入は所得税、住民税の対象となりますか。**

**A.12** 研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われる所以、所得税、住民

税の課税の対象となります。確定申告が必要となることにご留意ください。なお、確定申告に関する質問については、最寄りの税務署に問い合わせてください。

**Q.13 研究奨励費について、使途の制限はありますか。**

**A.13** 研究費と異なり、研究奨励費については使途の制限はありません。このため、一般的な生活費のほか、研究に要する経費（教育研究機関である大学への入学金や授業料、研究のために使用する個人 PC 等の購入費など）に充当していくことも問題ありません。

**Q.14 令和 8 年度募集より、留学生に対する研究奨励費の支援がなくなったのはなぜですか。**

**A.14** 『次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）』では、このたび、事業を所管する文部科学省より「研究奨励費の支給対象を日本人学生に限定する」という方針が示されました。これを受け、実施主体である JST からも、制度の運用を「日本の将来を担う博士後期課程学生を力強く支援する」という本来の趣旨に沿うよう是正する旨の通知があり、全国の実施大学がこの方針に基づいて運用することとなりました。

本格的な運用変更は令和 9 年度からとされていますが、令和 8 年度も移行期間として同様の運用への変更が推奨されているため、本学においても、この通知に基づき、令和 8 年度募集より研究奨励費の支給対象を日本人学生に限定する形に運用を変更いたします。